

誓 約 書

鯖江市長 殿

鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金の交付申請をするに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

- 1 鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第 9 条に定める報告および立入調査について福井県および鯖江市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第 5 条に定める条件に該当しない事由が発生した場合は、速やかにその旨を市長に報告し、以下の各号に基づき鯖江市から鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金の返還請求があった場合は全額を返還します。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
- (2) 地方就職支援金の申請日、転入日、または要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から 1 年以内に本市から転出した場合
- (3) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に就業（予定）証明書に記載の就職先への就職を行わなかった場合
- (4) 地方就職支援金の申請日から 1 年以内に本市への転入を行わなかった場合（ただし、申請時に既に鯖江市に住所を有している場合を除く）
- (5) 地方就職支援金の要件を満たす就職先を、就職開始日から 1 年以内に退職した場合（ただし、退職した日から起算して 3 月が経過する日の前日までの間に鯖江市地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要綱第 5 条第 1 項第 2 号アからエに該当する県内の別の企業に就職する場合は、この限りではない。）
- (6) その他市長が不相当と認めた場合

年 月 日

住所

氏名

㊞

上記の者が、要綱第 11 条の規定による補助金の返還に応じない場合は、当該補助金の返還債務につき、申請者と連帯して履行する責任を負います。※申請者との関係が近く（例：父母、兄弟など）、信頼性および継続的な関わりが見込める方

(※連帯保証人) 住所

氏名

㊞